

令和8年度 児童扶養手当現況用 生活状況申告書

の箇所に○を付ける、又はご記入の上、現況届と一緒にご提出ください

1 課税自治体についてお伺いします。

(1) 今年(令和8年)の1月1日現在の住所はどこでしたか？

ア 墨田区内 イ 墨田区外(具体的な自治体名: 東京都〇〇区)

(2) (1) でイに○を付けた方

特定親族特別控除(※)を受けていますか？

ア 受けている(控除対象者氏名: 墨田 一郎 / 続柄: 長男)

イ 受けていない

(3) (2) でアに○を付けた方

令和8年度課税証明書等(控除額の記載があるもの)をご提出ください。

※年齢 19 歳以上 22 歳以下かつ合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の親族と生計を一にしている場合に受けられる控除です。マイナポータルや 6 月頃に送付される住民税決定通知書等で確認できます。

2 養育費についてお伺いします

(離婚・未婚の方のみ、受け取りがなければ、「0」円とご記入ください)。

昨年1年間で受け取った養育費(昨年離婚された方は、離婚日から年末までに受け取った金額)をご記入ください。

受取人	金額 (昨年1年間の額)	受取方法
自分	円	口座・現金 その他(具体的に:)
児童	1,200,000 円	口座・現金 その他(具体的に:)
合計	1,200,000 円	

必ず、両面ご記入ください

3 現在のお住まいについてお伺いします。

(1) 住居の形態は何ですか？

ア 賃貸住宅(都営住宅、区営住宅等を含む) イ 持ち家

(2) 住居の名義人・契約者は誰ですか？

ア 自分 イ 自分以外(氏名: 墨田 太郎 / 続柄: 父)

(3) 公共料金の名義人・契約者は誰ですか？

ア 自分 イ 自分以外(氏名: / 続柄:)

4 同居者(※)についてお伺いします。

※ 世帯や居住の実態が別でも同じ住所に住民票の登録があるだけの方を含む

(1) 現在、手当支給対象児童以外に、一緒に住んでいる方はいますか？

(支給対象外の児童も記入してください。)

ア いる イ いない

(2) 「4 (1) ア いる」に○を付けた方

同居所に住んでいる方をすべて記入してください(自治体名は墨田区外の場合のみ記入)。

氏名	性別	続柄	生年月日	1月1日 現在の居 住自治体
墨田 次郎	男 女	兄	1980 年 9 月 23 日	〇〇市
墨田 一郎	男 女	長男	2004 年 7 月 15 日	
	男・女		年 月 日	
	男・女		年 月 日	
	男・女		年 月 日	

5 ひとり親家庭であることの確認のためにお伺いします。

(養育者・父母障害の方は記入不要)

現在、婚姻(※)していますか？ ※ 日本以外の国で婚姻している場合も含む	はい	☒ いいえ
現在、事実上の婚姻関係(※)にある方はいますか？ ※ 異性と同居している状態、又は異性からの定期的な訪問があり、 かつ経済的援助を受けている状態のこと	はい	☒ いいえ

以上、記入のとおり相違ありません。

記入日： 令和 8 年 8 月 1 日

住 所： 墨田区吾妻橋〇-〇-〇

氏 名： 墨田 花子

注意事項

○現在、手当の資格要件に該当しない方は速やかに喪失届を提出してください。

○事実確認のため、子育て支援課の職員がご自宅等に調査にうかがう場合があります。

○偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたときは、児童扶養手当法第23条第1項に基づき手当を返還していただくほか、同法第35条に基づき3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

○期限までに提出のない場合は、来年1月に手当を支払うことができない場合があります。

<提出・問合せ先>

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 4階

子育て支援課 電話 03-5608-6376 (直通)